

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

本則中「（平成 7 年君津市条例第 2 1 号）」を削り、本則を第 2 条とする。

第 2 条の前に次の 1 条を加える。

（君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正）

第 1 条 君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条第 1 項第 2 号中「一の年」を「平成 2 7 年 1 0 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間」に、「9 0 枚」を「5 0 枚」に、「2 0 枚」を「1 0 枚」に改め、同条第 2 項中「規則で定めるところにより」を「規則で定める量の 2 分の 1 に相当する量（1 0 枚未満の端数があるときは、これを切り上げた量）を」に改め、同条第 3 項中「世帯については」の次に「、同号に規定する期間を勘案のうえ」を加える。

附則を次のように改める。

この条例中、第 1 条の規定は平成 2 7 年 1 0 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 (一般廃棄物処理手数料) 第50条 市は、市が行う一般廃棄物の処理に関し、手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）を徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 省略 (2) 本市の住民基本台帳に記録されている者の世帯から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの家庭廃棄物（第36条の規定により、臨時に市の処理施設等に搬入するものを除く。）であって、<u>平成27年10月1日から平成28年3月31日までの間</u>における1世帯当たりの排出量が次に掲げる量以内のもの ア 単身の世帯 可燃ごみ用小袋<u>50枚</u>及び不燃ごみ用大袋<u>10枚</u>に相当する量 イ 2人以上4人以下の世帯 可燃ごみ用中袋<u>50枚</u>及び不燃ごみ用大袋<u>10枚</u>に相当する量 ウ 5人以上の世帯 可燃ごみ用大袋<u>50枚</u>及び不燃ごみ用大袋<u>10枚</u>に相当する量 2 市長は、前項第2号に規定する世帯が2歳に満たない者を養育しているとき、規則で定める寝たきりの老人等を介護しているとき、その他の特別な事情があると認めるときは、<u>規則で定める量の2分の1に相当する量（10枚未満の端数があるときは、これを切り上げた量）を</u>、同号に掲げる量に加算することができる。 3 市長は、基準日（規則で定める一の年の起算となる日をいう。）以後に新たに第1項第2号に規定する世帯に該当することとなった	(一般廃棄物処理手数料) 第50条 市は、市が行う一般廃棄物の処理に関し、手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）を徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 省略 (2) 本市の住民基本台帳に記録されている者の世帯から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの家庭廃棄物（第36条の規定により、臨時に市の処理施設等に搬入するものを除く。）であって、<u>一</u><u>の年</u>における1世帯当たりの排出量が次に掲げる量以内のもの ア 単身の世帯 可燃ごみ用小袋<u>90枚</u>及び不燃ごみ用大袋<u>20枚</u>に相当する量 イ 2人以上4人以下の世帯 可燃ごみ用中袋<u>90枚</u>及び不燃ごみ用大袋<u>20枚</u>に相当する量 ウ 5人以上の世帯 可燃ごみ用大袋<u>90枚</u>及び不燃ごみ用大袋<u>20枚</u>に相当する量 2 市長は、前項第2号に規定する世帯が2歳に満たない者を養育しているとき、規則で定める寝たきりの老人等を介護しているとき、その他の特別な事情があると認めるときは、<u>規則で定めるところにより</u> <u>、</u>同号に掲げる量に加算することができる。 3 市長は、基準日（規則で定める一の年の起算となる日をいう。）以後に新たに第1項第2号に規定する世帯に該当することとなった

世帯については、同号に規定する期間を勘案のうえ、規則で定めるところにより、同号に掲げる量を減ずることができる。

4 省略

5 省略

第2条による改正

(事業者の自己処理責任)

第33条 省略

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を適正に分別し、排出するよう努めるものとする。

(家庭廃棄物の臨時処理の届出)

第36条 占有者等は、臨時に家庭廃棄物を市の処理施設又は市長の指定する処理施設（以下「市の処理施設等」という。）に搬入しようとする場合は、あらかじめ市長に届出し、その指示に従わなければならない。

(市の行う事業系一般廃棄物の処理)

第37条 市は、家庭廃棄物の円滑な処理に妨げがないと認められるときは、事業系一般廃棄物の受入れを行うものとする。

2 前項の規定により、事業系一般廃棄物を市の処理施設等に搬入しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、事業系一般廃棄物を適正に分別して搬

世帯については_____、規則で定めるところにより、同号に掲げる量を減ずることができる。

4 省略

5 省略

(事業者の自己処理責任等)

第33条 省略

2 事業系一般廃棄物を市の処理施設又は市長の指定する処理施設（以下「市の処理施設等」という。）に搬入しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、事業系一般廃棄物を適正に分別して搬入しなければならない。

(家庭廃棄物の臨時処理の届出)

第36条 占有者等は、臨時に家庭廃棄物を市の処理施設等 _____に搬入しようとする場合は、あらかじめ市長に届出し、その指示に従わなければならない。

(市の行う事業系一般廃棄物の処理)

第37条 市は、家庭廃棄物の円滑な処理に妨げがないと認められるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により市が処理することとした事業系一般廃棄物について準用する。

入しなければならない。

(指定ごみ袋)

第49条の2 指定ごみ袋の種類は、次に掲げるとおりとし、その規格は規則で定める。

(1) 可燃ごみ用 小袋（20リットル相当）、中袋（30リットル相当）及び大袋（40リットル相当）

(2) 不燃ごみ用 小袋（20リットル相当）、中袋（30リットル相当）及び大袋（40リットル相当）

(指定ごみ袋の配布)

第49条の3 市長は、本市の住民基本台帳に記録されている者の世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより可燃ごみ用指定ごみ袋を配布する。

(1) 2歳6か月に満たない者を養育しているとき。

(2) 規則で定める寝たきり老人等を介護しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか特別な事情があると認められるとき。

(指定ごみ袋の複製等の禁止)

第49条の5 何人も、この条例及びこの条例の施行のための規則で定める指定ごみ袋____、粗大ごみ処理券又はせん定木等処理券に類するものを複製し、又は複製したものを用いてはならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第50条 市は、市が行う一般廃棄物の処理に関し、手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）を徴収する。ただし、次に掲げる

(指定ごみ袋)

第49条の2 指定ごみ袋の種類は、次に掲げるとおりとし、その規格は規則で定める。

(1) 可燃ごみ用 小袋、中袋及び大袋

(2) 不燃ごみ用 小袋、中袋及び大袋

(指定ごみ袋の配布)

第49条の3 市長は、第50条第1項第2号に規定する世帯に対し、同号に規定する枚数（同条第2項又は第3項の規定を適用する場合は、当該適用後の枚数）の指定ごみ袋を配布する。

2 指定ごみ袋の配布は、規則で定める指定ごみ袋引換券（以下「引換券」という。）を配布することにより行うものとする。

(指定ごみ袋の複製等の禁止)

第49条の5 何人も、この条例及びこの条例の施行のための規則で定める指定ごみ袋、引換券、粗大ごみ処理券又はせん定木等処理券に類するものを複製し、又は複製したものを用いてはならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第50条 市は、市が行う一般廃棄物の処理に関し、手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）を徴収する。ただし、次に掲げる

ものについては、この限りでない。

(1) 省略

(2) 第49条の3の規定により可燃ごみ用指定ごみ袋が配布される世帯から排出される可燃ごみの家庭廃棄物（第36条の規定により、臨時に市の処理施設等に搬入するものを除く。）であって、当該世帯に配布される可燃ごみ用指定ごみ袋の枚数に相当する量以内のもの

2 省略

3 省略

別表第1（第50条第2項）

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
-----	---------	-------

ものについては、この限りでない。

(1) 省略

(2) 本市の住民基本台帳に記録されている者の世帯から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの家庭廃棄物（第36条の規定により、臨時に市の処理施設等に搬入するものを除く。）であって、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの間における1世帯当たりの排出量が次に掲げる量以内のもの

ア 単身の世帯 可燃ごみ用小袋50枚及び不燃ごみ用大袋10枚に相当する量

イ 2人以上4人以下の世帯 可燃ごみ用中袋50枚及び不燃ごみ用大袋10枚に相当する量

ウ 5人以上の世帯 可燃ごみ用大袋50枚及び不燃ごみ用大袋10枚に相当する量

2 市長は、前項第2号に規定する世帯が2歳に満たない者を養育しているとき、規則で定める寝たきりの老人等を介護しているとき、その他の特別な事情があると認めるときは、規則で定める量の2分の1に相当する量（10枚未満の端数があるときは、これを切り上げた量）を、同号に掲げる量に加算することができる。

3 市長は、基準日（規則で定める一の年の起算となる日をいう。）以後に新たに第1項第2号に規定する世帯に該当することとなった世帯については、同号に規定する期間を勘案のうえ、規則で定めるところにより、同号に掲げる量を減ずることができる。

4 省略

5 省略

別表第1（第50条第4項）

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
-----	---------	-------

省略			
上 記 以 外 の 一 般 廃 棄 物	市が収集、 運搬及び処 分をするも の	可燃ごみ及び不燃ごみ	指定ごみ袋 小袋（２０リットル相当）１ 枚につき ２０円
			指定ごみ袋 中袋（３０リットル相当）１ 枚につき ３０円
			指定ごみ袋 大袋（４０リットル相当）１ 枚につき ４０円
		粗大ごみ	１個、１束又は１セットにつ き ８６０円
		せん定木等	１個、１束又は１セットにつ き ８６０円
		動物の死体	１体につき １，６２０円
		省略	
備考 １～３ 省略			

省略			
上 記 以 外 の 一 般 廃 棄 物	市が収集、 運搬及び処 分をするも の	可燃ごみ及び不燃ごみ	家庭廃棄物及び事業系 一般廃棄物 指定ごみ袋 小袋１枚につき ９０円
			指定ごみ袋 中袋１枚につき １３５円
			指定ごみ袋 大袋１枚につき １８０円
		粗大ごみ	１個、１束又は１セットにつ き ８６０円
		せん定木等	１個、１束又は１セットにつ き ８６０円
		動物の死体	１体につき １，６２０円
		省略	
備考 １～３ 省略			